

国立児童自立支援施設の概要

○ こども家庭庁組織令(政令第215号)に基づき、こども家庭庁管轄の児童自立支援施設として、男子は国立武蔵野学院、女子は国立きぬ川学院を設置しており、特に専門的な指導を要するものを入所させている。

※ 児童自立支援施設は、児童福祉法第44条により、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

○ 国立武蔵野学院に人材育成センターを設置し、児童福祉の向上に寄与することを目的として、児童自立支援専門員その他の社会福祉に従事する職員の養成及び研修等を実施している。

国立武蔵野学院(埼玉県さいたま市)

・沿革

- 大正8年 開院
- 昭和9年 少年教護法施行 国立少年教護院となる
- 昭和23年 児童福祉法施行 国立教護院となる
- 平成10年 児童福祉法改正により、国立児童自立支援施設となる
- 平成18年 さいたま市立美園中学校分教室開校
- 令和2年 養成所及び研修機能を組織再編し、「国立武蔵野学院附属人材育成センター」に変更
- 令和5年 こども家庭庁の創設に伴い、厚生労働省からこども家庭庁に移管

- ・入所定員 70名
- ・職員定員 44名
(令和5年4月1日現在)



国立きぬ川学院(栃木県さくら市)

・沿革

- 昭和36年 国立女子教護院として開院
- 平成10年 児童福祉法改正により、国立児童自立支援施設となる
- 平成13年 さくら市立氏家中学校うの花分教室開校
- 令和5年 こども家庭庁の創設に伴い、厚生労働省からこども家庭庁に移管

- ・入所定員 70名
- ・職員定員 36名
(令和5年4月1日現在)

